二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道上川郡上川町（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　㈠　所　北海道旭川市・常呂郡置戸町・佐呂間町・紋別郡湧別町・遠軽町・興部町（以上一市五町について次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

旭川市・置戸町・湧別町・興部町（以上一市三町について次の図に示す部分に限る。）、佐呂間町、遠軽町

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道根室市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、旭川市・上川郡上川町・常呂郡佐呂間町（以上一市二町について次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鹿児島県志布志市有明町野神字河内三四六、三四七、字廣迫二九六〇の二、二九六〇の三、二九六一の二、二九六一の四、志布志町安楽字西川一四一九の二、一四二〇、一四四六の二、志布志町田之浦字白木八重一〇七九の一、一〇七九の五、一〇七九の六、松山町尾野見字麦ヶ迫五九九の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県大町市美麻字サス浪三六八六の二、三六九七のイ、三六九八から三七〇〇まで、字山ノ神三六九七のロ、三七〇一から三七〇三まで、三七〇四のイ、三七〇五、三七〇六のイ、三七〇六のロ、三七〇七、三七一六、四四九一から四四九四まで、四五〇一、四五〇二のイ、字浦山四二六〇、字内林四二六一から四二六三まで、字妻ノ神四三九七のロ、四三九八のイ、四三九八のロ、字日影四四〇〇のロ、字延藤畠四四七三から四四七五まで、四四七九、四四八二、四四八三、四四八五から四四九〇まで、字山ノ神前四四九五、四四九七から四五〇〇まで、字魚花九二六三、九二六八のロ、字光仏九二六四から九二六七まで、九二六九、九二八一の一、九三六四、字東向九三六五の二（国有林）、九三六五の一、字山王二七四七二の一、二七四七二の二、二七四七二の八、二七四八七のロ、字梨ノ木二七四七二の三、二七四七三、二七四七四の一、二七四七四のロの一、二七四七四のロの二、二七四七四の八、二七四八七のイ、二七四八八、二七四八九の二、二七四八九の四、二七四九〇、二七四九一の一、二七四九一の二、二七四九一のイ、二七四九三のイ、二七五〇三の一、字西山二七四八六の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字サス浪三六八六の二、三六九七のイ、三七〇〇、字山ノ神三六九七のロ、三七〇一から三七〇三まで、三七〇四のイ、三七〇五、四四九一から四四九四まで、四五〇一、四五〇二のイ、字浦山四二六〇、字内林四二六一から四二六三まで、字妻ノ神四三九七のロ、四三九八のイ、四三九八のロ、字日影四四〇〇のロ、字延藤畠四四七三から四四七五まで、四四七九、四四八二、四四八三、四四八五から四四九〇まで、字山ノ神前四四九五、四四九七から四五〇〇まで、字魚花九二六三、九二六八のロ、字光仏九二六四から九二六七まで、九二六九、九二八一の一、九三六四、字東向九三六五の二（国有林）、九三六五の一、字山王二七四七二の一、二七四七二の二、二七四七二の八、二七四八七のロ、字梨ノ木二七四七二の三、二七四七三、二七四七四の一、二七四七四のロの一、二七四七四のロの二、二七四七四の八、二七四八七のイ、二七四八八、二七四八九の二、二七四八九の四、二七四九〇、二七四九一の一、二七四九一の二、二七四九一のイ、二七四九三のイ、二七五〇三の一、字西山二七四八六の一

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈢　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）